

2023年度

CFP[®]試験 課目別攻略法！

(相続・事業承継設計)

TAC

このレジュメの著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

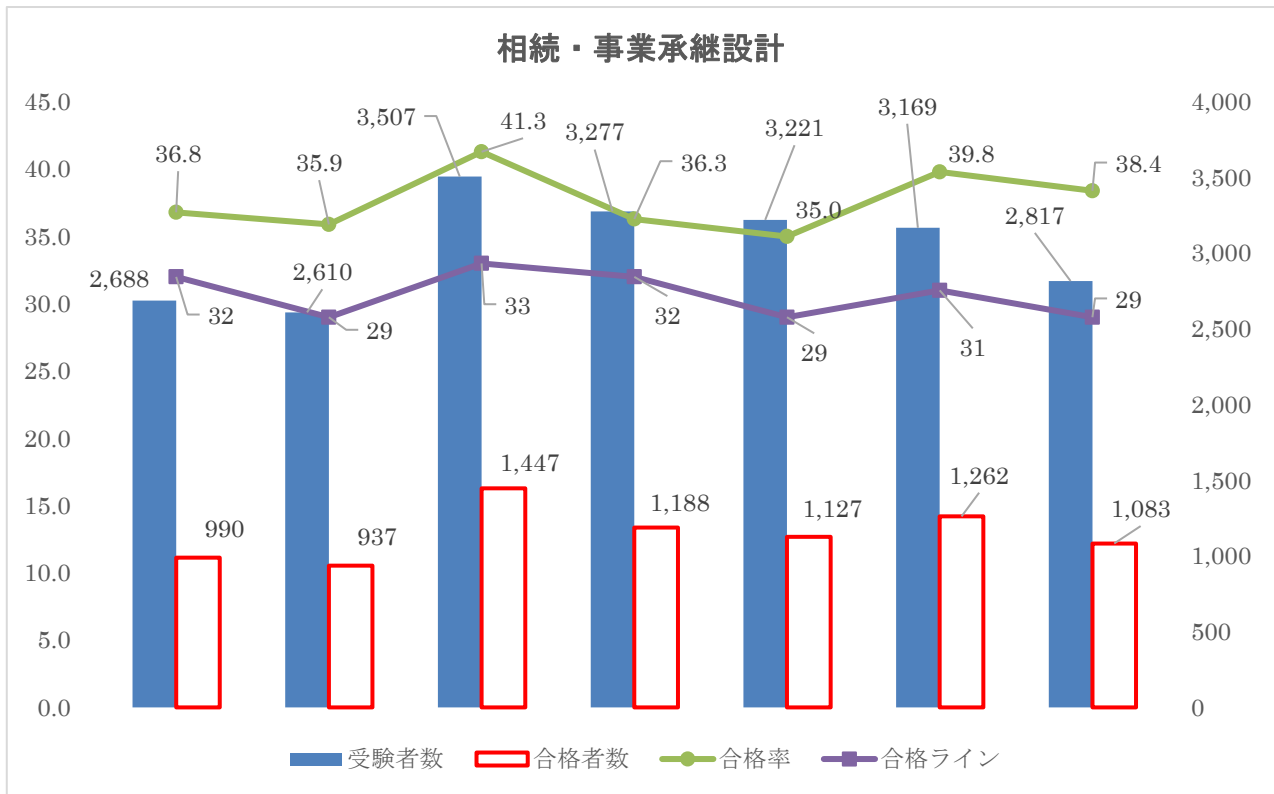
I. 合格率・合格ラインの推移(相続)

2014 年第 1 回試験から課目別合格ラインを公表しています。

■相続・事業承継設計

実施	2019 年度 第 1 回	2019 年度 第 2 回	2020 年度 第 2 回	2021 年度 第 1 回	2021 年度 第 2 回	2022 年度 第 1 回	2022 年度 第 2 回
受験者数	2,688 名	2,610 名	3,507 名	3,277 名	3,221 名	3,169 名	2,817 名
合格者数	990 名	937 名	1,447 名	1,188 名	1,127 名	1,262 名	1,083 名
合格率	36.8%	35.9%	41.3%	36.3%	35.0%	39.8%	38.4%
合格ライン	32 問	29 問	33 問	32 問	29 問	31 問	29 問

※2020年度第1回は中止。



II. 課目別攻略法(相続)

(1) 出題傾向の分析

2級(AFP)試験の傾向と同様に「民法」「相続税」「贈与税」「財産評価」の論点から、万遍なく出題されます。ただし、2級(AFP)試験と比較して詳細な内容が問われます。

50問のうち計算問題は、25～30問程度出題されますが、時間のかかる複雑な計算や難しい公式を覚えておく必要のある問題は多くありません。計算問題の中心は、「相続税」「贈与税」「財産評価」の個別論点になります。

CFP試験らしい出題論点としては「寄与分」「特別受益」「海外の相続人・相続財産」「取引相場のない株式の評価」などがあげられます。また、民法の「後見制度」や財産評価の「保険金」「土地・建物」などは、2級(AFP)の試験で学習した他の課目の論点を「相続・事業承継」の観点から出題しています。このため2級(AFP)試験の全課目の知識にCFPの「相続・事業承継」の知識を上乗せして学習することで、問題を解いていく意識も必要となります。

(2) 効率よく得点するには

個々の論点の出題形式は、大部分が決まっており、2級(AFP)試験で学習する内容が出題されることも少なくないため、一般的に学習しやすい課目と考えられます。その分、合格するためには取りこぼしを最小限にして、高得点を獲得する必要があります。

出題の多い計算問題については基本的な「相続税の計算」「贈与税の計算」「土地の財産評価」などに慣れておくことが必要です。

また、2級(AFP)レベルの問題を確実に得点するため、民法の「相続人」「法定相続分」「遺言」、相続税の「法定相続人の数」「保険金」「退職金」「小規模宅地等の評価減」、贈与税の「配偶者控除」「相続時精算課税」、財産評価の「土地」「建物」などの知識を確実に身につけることが大切です。

その土台の上に、CFPの論点となる民法の「寄与分」「二重身分」「遺留分」、相続税の「納税義務者」「課税財産」「債務控除」「配偶者の税額軽減」、財産評価の「取引相場のない株式」などを、しっかりと積み上げて得点しましょう。

問題には相続人等関係図が与えられることが多いので、相続放棄・養子・国籍・住所地等を含めて、条件の違いを速く正確に読み取れるようにしておきましょう。文章問題は、文章が長い場合もあるため、キーワードをつかみ取るトレーニングを繰り返しておくことも大切です。

以上の点を身につけるにはTACの問題集の問題を何度も解くことが最も効率的です。徹底的に問題を解くことで出題の形式にも慣れ、合格に必要なスピードと応用力が得られます。

(3) 必要な学習時間

講義時間を除き、**40～50時間程度**が目安となります。多く出題される分野に時間を割く、問題を解く時間をできるだけ多く確保するなど、工夫して効率的な学習を心がけてください。

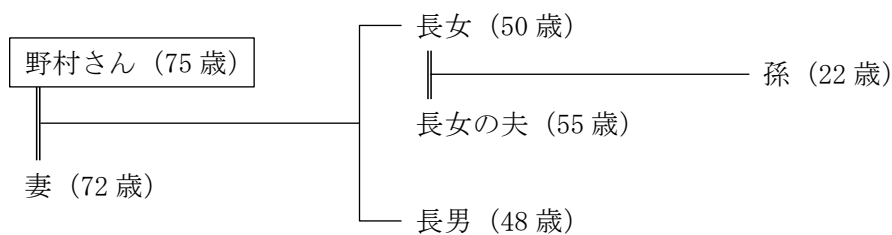
(4) 本試験問題を見てみよう

① 2級 (AFP) レベルの問題

<設例>

野村博さん (以下「野村さん」という) およびその親族は、財産の贈与について検討している。野村さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、野村さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、野村さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



・年齢は2022年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合 (特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	—
2,000千円超 4,000千円以下	15%	100千円
4,000千円超 6,000千円以下	20%	300千円
6,000千円超 10,000千円以下	30%	900千円
10,000千円超 15,000千円以下	40%	1,900千円
15,000千円超 30,000千円以下	45%	2,650千円
30,000千円超 45,000千円以下	50%	4,150千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	—
2,000千円超 3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超 4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超 6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超 10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超 15,000千円以下	45%	1,750千円
15,000千円超 30,000千円以下	50%	2,500千円
30,000千円超	55%	4,000千円

(問題28)

(設問B) 長男が以下の財産の贈与を受けた場合、長男が納付すべき2022年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長男はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	贈与時の通常の 取引価格(時価)	備考
2021年10月	野村さん	上場株式	5,000千円	5,500千円	(注)
2022年3月	野村さんの妻	上場株式	6,000千円	7,000千円	
2022年5月	野村さん	宅地	22,000千円	24,000千円	—

(注) 長男は、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 0円
2. 400千円
3. 600千円
4. 900千円

正解 2

出典：CFP資格審査試験(2022年度第1回)
日本FP協会
「相続・事業承継設計」問題28(一部修正)

② 2級（AFP）とCFPの中間レベルの問題

* <設例>は①2級（AFP）レベルの問題と同じ。

（問題27）

（設問A）孫が2022年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫が納付すべき2022年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫は相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
野村さん	現金	5,000千円
野村さんの妻	上場株式	4,000千円
長男	現金	1,000千円

1. 1,470千円
2. 1,770千円
3. 1,824千円
4. 2,310千円

正解 3

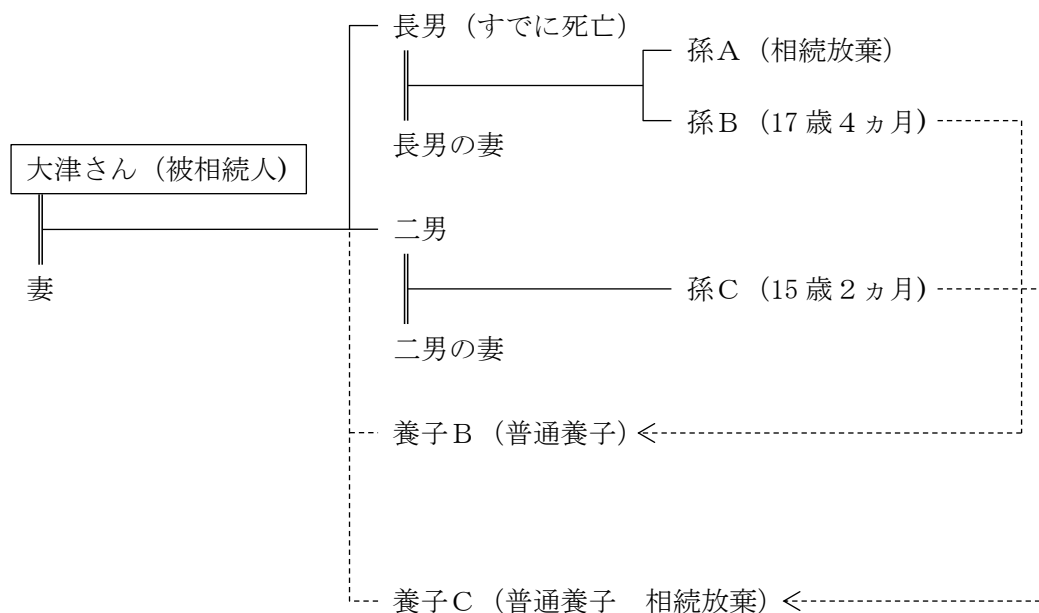
出典：CFP資格審査試験（2022年度第1回）
日本FP協会
「相続・事業承継設計」問題27

③ CFPレベルの問題

<設例>

大津守さん（以下「大津さん」という）は、2022年9月25日に東京都内の病院で死亡した。大津さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、大津さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、大津さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・年齢は相続開始時点のものである。
- ・大津さん夫婦は、2016年2月に孫B、2019年6月に孫Cを普通養子としている。
- ・孫Aおよび養子C（孫C）は、大津さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・妻、二男、養子B（孫B）および養子C（孫C）は、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円以下		10%	—
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	200,000千円以下	40%	17,000千円
200,000千円超	300,000千円以下	45%	27,000千円
300,000千円超	600,000千円以下	50%	42,000千円
600,000千円超		55%	72,000千円

(問題19)

(設問B) 大津さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が240,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 47,750千円
2. 47,900千円
3. 48,000千円
4. 54,000千円

正解 1

出典：CFP資格審査試験（2022年度第2回）
日本FP協会
「相続・事業承継設計」問題19

④ この課目ならではの問題

(問題44)

(設問D) 居住制限納税義務者および非居住制限納税義務者（以下「制限納税義務者」という）、非居住無制限納税義務者に係る相続税の申告および納付手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。

1. 制限納税義務者および非居住無制限納税義務者は、相続税の納付について、延納や物納の許可を受けることができる。
2. 制限納税義務者および非居住無制限納税義務者は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予および免除の特例」の適用を受けることができない。
3. 被相続人の死亡時の住所が日本国内にあり、相続人が非居住無制限納税義務者である場合、その相続人は、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出しなければならない。
4. 非居住無制限納税義務者が、相続税の申告および納付手続きを行うために定める納税管理人は、日本国内に住所または居所を有する者でなければならない。

正解 2

出典：CFP資格審査試験（2022年度第1回）
日本FP協会
「相続・事業承継設計」問44（一部修正）



TAC